

財 関 第 9 6 5 号
令和 5 年 10 月 6 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 江島 一彦

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る
輸入手続の取扱い等についての一部改正について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について（平成17年5月27日財関第673号）の一部を下記のとおり改正し、令和5年10月6日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。